

食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部地域産業振興課補助金等交付要綱（以下「補助金等交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、県内食品製造事業者（以下「食品製造事業者」という。）が行う、加工技術レベルや生産性の向上等により戦略的に経営基盤強化を図る取組に要する経費のうち、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）」に基づき承認を受けた経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）に従い実施する新たな機械設備の導入に係る経費の一部を支援し、食品製造事業者の競争力向上を図ることを目的とする。

(食品製造事業者の定義)

第3条 この要領において、食品製造事業者とは、県内に主たる事業所を有する食品製造業者（日本標準産業分類（総務省告示で定めるもの）の中分類「食品製造業」又は中分類「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち小分類「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」又は「茶・コーヒー製造業」を事業として営む者若しくは営もうとする者）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の申請は、次の各号全てに該当する食品製造事業者によるものとする。

- (1) 第3条に規定する食品製造事業者であること。
- (2) 雇用人数の現状維持または拡大を図ること。
- (3) 県内に主たる事業所を有し、かつ県内で1年以上の事業実績があること。
- (4) 補助申請に係る事業計画の主たる実施箇所が県内であること。
- (5) 次の欠格事項に該当しておらず、補助申請に係る事業計画が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
 - ① 国税又は地方税の滞納があるもの（ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）
 - ② 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っているもの
 - ③ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、前条の補助対象者が経営革新計画に従い実施する、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たな加工品を作り出す、又は県外への委託加工を自社に取り込むための取組
- (2) 生産性向上のための取組
- (3) 衛生管理強化により品質向上や新事業開始を目指す取組

(対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 機械設備費（中古品は対象外とする。）
- (2) 設置料、試運転費
- (3) その他知事が必要と認める経費

(補助率)

第7条 補助金の補助率は、2分の1以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助限度額)

第8条 補助金の補助限度額は、200万円とする。

(補助事業の採択申請)

第9条 第4条第1項の各号に該当し、補助金の申請を希望する食品製造事業者は、別に定める募集要項等により、知事に対して申請する。

- 2 採択申請時までに経営革新計画の承認を得られていない場合において、別に定める審査日までに承認を受けられる見通しである場合に限り、提出書類のうち経営革新計画の承認書の写しの代わりに、承認申請書の写しを提出することで足りるものとする。ただし、審査日までに承認書の写しを提出できない場合は、第10条に定める審査の対象とはしないものとする。

(選定)

第10条 補助金の補助対象とする食品製造事業者の選定は、前条第1項の申請に基づき、別に定める審査会の審査を経て、知事が行う。

- 2 知事は、前項の選定をしたときは、直ちに、当該申請をした者に対し、様式第2号により通知するものとする。なお、選定しないこととした場合であっても、直ちに、その旨を申請者に対し、文書により通知するものとする。

(選定の取消し)

第11条 知事は、前条で選定された食品製造事業者（以下「選定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、選定事業者の選定を取り消すことができる。

- (1) 選定事業者が、事業計画に基づいた事業を確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助決定を受けたとき。

(助言等)

第12条 県は、選定事業者の事業計画について、選定事業者が希望する場合は、総合食品研究センター及び公益財団法人あきた企業活性化センター等の専門家により、機械設備導入後の課題等についての助言等を行うものとする。

(補助)

第13条 第10条第2項の通知を受けた選定事業者は、補助金の交付を受けるにあたり、補助金等交付要綱第2に基づき、補助金等交付申請書（同要綱様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請は、第10条第2項の通知を受けた後1ヶ月以内に行わなければならない。

(実施期間等)

第14条 この補助金の実施期間は、補助金等交付要綱第4の規定に基づく交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた食品製造事業者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了の日とした日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 補助事業が完了した場合において、補助金等交付要綱第7の規定に基づく実績報告書（同要綱 様式第12号）を補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実績書（同要綱 様式第13号）
 - (2) 収支精算書（同要綱 様式第14号）

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第3項に基づく実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者はその旨を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項により額を確定したときは、補助事業者に対し補助金の交付を請求させ

るものとする。

(交付の決定の取消し)

第16条 知事は、財務規則第259条の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認める場合を除き、交付決定日以後3年以内に第13条第2項により申請された事業を中止又は廃止したとき。

(遂行状況報告)

第17条 補助事業者は、補助金等交付要綱第6に規定する報告について知事から照会があった場合には、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した財産または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該期間が10年を越えるものについては、会計年度終了後10年を限度)を経過した後においては適用しないものとする。

3 第1項の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(補助金等交付要綱 様式第16号)によるものとする。

4 知事は、第1項の承認をする場合には、補助事業者に財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額の納付を、補助事業者に対して命ずることができる。

(事業実施状況報告)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から3年間、毎会計年度終了後速やかに当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況等について、様式第3号により、決算関係書類を添付して、知事に報告しなければならない。なお、産業労働部地域産業振興課関係補助金活用企業フォローアップによる調査票の提出を様式第3号による報告に代えることができる。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除額を上回らない場合は提出を要しない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域産業振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。